

広島県尾道警察署公告第2号

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第16条の規定により公告する。

令和8年3月4日

広島県尾道警察署長 和田 知泰

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
レギュラーガソリン（予定数量 50,000 リットル）
ハイオクガソリン（予定数量 1,500 リットル）
軽油（予定数量 1,000 リットル）
エンジンオイル（予定数量 40 リットル）
- (2) 調達物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法
各区分ごとの1リットル当たりの単価にそれぞれの予定数量を乗じて算出した額の合計金額で入札に付する（契約は単価契約とする。）。
- (6) 入札書の記載方法等
消費税及び地方消費税を含めた金額を入札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めた区分ごとの1リットル当たりの単価（1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は2桁までとし、2桁未満は切り捨てるものとする。）及び当該単価にそれぞれの予定数量を乗じて算出した額（1円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「10A石油」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 広島県尾道警察署から概ね半径2km以内に給油所を有すること。
- (5) 大型輸送車の給油が可能な給油所を有すること。
- (6) 休業等により調達物品の納入ができない日が原則ないこと。ただし、定期的に納入できない日がある場合は、当該納入できない日に広島県尾道警察署から概ね半径5km以内に納入できる給油所を有すること。

3 入札手続等

- (1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法
 - ア 交付場所
〒722-0014 広島県尾道市新浜一丁目7番34号
広島県尾道警察署会計課 電話（0848）22-0110
 - イ 交付期間
令和8年3月4日（水）から令和8年3月12日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。
 - ウ 入手方法
上記アの場所で直接受け取る、又は広島県ホームページからダウンロードすること。
- (2) 入札参加資格の確認
 - ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書

等」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和8年3月12日(木) 午後5時

エ 提出方法

持参、郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和8年3月16日(月)までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

令和8年3月25日(水) 午後1時30分

イ 場所

広島県尾道市新浜一丁目7番34号

広島県尾道警察署3階講堂

ウ 入札書の提出方法

持参による。電報、郵送等による入札は認めない。

4 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立ち会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 入札の延期及び中止

本件調達に係る歳入歳出予算が入札日までに議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合は、当該入札を延期又は中止する。

(7) その他

入札説明書による。

6 問い合わせ先

〒722-0014 広島県尾道市新浜一丁目7番34号

広島県尾道警察署会計課 電話 (0848) 22-0110 ファクシミリ (0848) 22-2018

メールアドレス ponomichi@pref.hiroshima.jp